

(資料6)

地方消費税の 清算基準について

現行の地方消費税の概要

※地方税に係る税制抜本改革法
(平成24年法律第69号) 施行前のもの

項 目	内 容	
1. 課税主体	都道府県	
2. 納税義務者 (譲渡割) (貨物割)	課税資産の譲渡等(役務の提供を含む)を行った事業者 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置することのできる場所)から引き取る者	
3. 課税方式 (譲渡割) (貨物割)	当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来は都道府県に申告納付) 国(税関)に消費税と併せて申告納付	
4. 課税標準	消費税額	
5. 税 率	100分の25(消費税率換算1%)	
6. 税 収 (平成22年度決算額)	26,419億円	
7. 清 算	国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算	
	指 標	ウェイト
	「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本統計)」の合算額	6/8
	「人口(国勢調査)」	1/8
「従業者数(経済センサス基礎調査)」	1/8	
8. 交 付 金	税収(清算後)の2分の1を市町村に交付。人口と従業者数であん分	
	指 標	ウェイト
	「人口(国勢調査)」	1/2
	「従業者数(経済センサス基礎調査)」	1/2
9. 沿 革	平成9年 創設(平成6年改正)	

地方消費税の清算の意義及び具体的仕組み

1. 地方消費税の最終負担者は財・サービスの消費者。しかしながら、地方消費税は、最終消費段階以前に製造業者、卸売業者といった中間段階でそれぞれ納付されることが避けられないもの。このため税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収が一旦帰属する地域との不一致が生じる。よって最終消費地と税収の最終的な帰属地とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税収について、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて清算することとされているもの

※① 清算は、税源の偏在是正や財政調整のために行われるものではない

※② 地方消費税は消費税と併せて本店所在地の税務署に一括して納税。清算システムがなければ、各都道府県の消費の実態に関係なく、東京都、大阪府等本店所在地の都道府県に税収が集中する結果を招来

2. 「消費に相当する額」は、指標の正確性、客観性等を考慮して、利用可能な指定統計を使用して算定。現行清算基準は、このような「消費に相当する額」を用いて、最終消費地に税が帰属するよう理論的に設けられているもの

3. 具体的には、税収の4分の3を①「商業統計の小売年間販売額」と②「サービス業基本統計のサービス業対個人事業収入額」の合計額で、残りの4分の1を③「国勢調査の人口」と④「経済センサス基礎調査の従業者数」であん分して計算

平成7年度の税制改正に関する答申(抄)

平成6年12月15日
政府税制調査会

第一章 税制改革関連法の成立

4 地方税源の問題については、「改革答申」では、地方分権の推進、すなわち地方団体が地方自治の本旨に従い自主的に活動していくことのできるよう、地域福祉の担い手である地方団体の税源の充実確保が必要であることを指摘したが、その具体的な方策としての地方消費税については、税の帰属地と消費地が不一致となるのではないかと、いった租税理論上の課題が提起され、結論に至ることができなかった。

今般創設されることとなった地方消費税については、現実的な解決策として地方消費税の税収を消費基準に基づいて各都道府県間で清算することとされ、これにより税の帰属地と消費地を一致させることとし、現行消費税の課税根拠との整合性を図ることとしている。

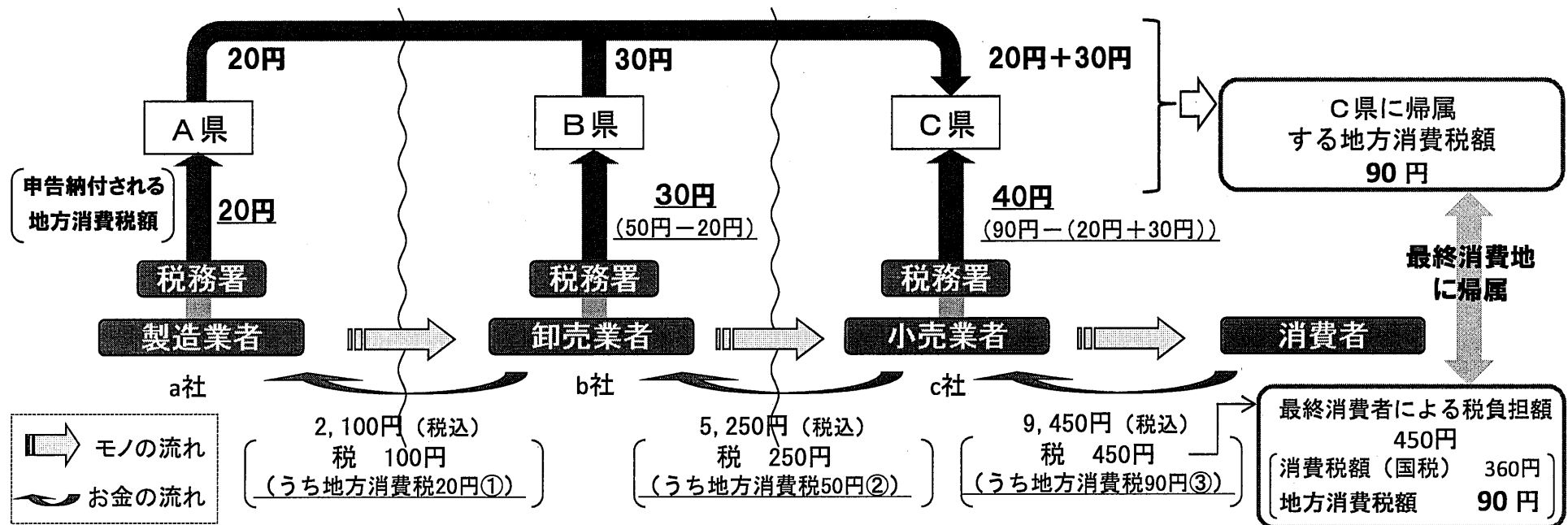
こうした制度的な対応が行われていることを踏まえると、今般創設されることとなった地方消費税は、地方分権を推進し、地域福祉を充実するための地方税源充実の具体的な方策として、租税理論(注)の観点からも一定の工夫が行われていることから、評価しうるものと考えられる。

(注) 消費型付加価値税は、事業者を納税義務者とし、最終消費税を実質的な負担者として予定するものである。域内事業者の付加価値と域内消費者の最終消費との課税ベースを一致させるためには、課税権者はその境界において移入課税・移出免税の調整を行うことが不可欠となり、国際的にも各国の付加価値税では同様の措置が採られている。したがって、多段階累積排除型の付加価値税を各都道府県の消費課税として仕組み、上記租税理論と整合性を保つためには、国の国境税調整と同様の県境税調整を行う必要がある。しかしながら、県境に税関に相当する機関を持たない我が国地方制度の下で、県境税調整を行うことは現実的には極めて困難であると言わざるを得ない。

今般創設されることとなった地方消費税において採られた消費基準による清算システムは、この県境税調整に代替する現実的な解決策として位置づけることが可能である。各都道府県における最終消費額を直接把握し、これに応じた清算を行えば、消費者の負担額に応じた税収の帰属を図ることが可能となる。地方消費税の消費基準による清算は、実務的には統計上の制約はあろうが、現実的な選択肢であると考えられる。

消費税の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算について

- 消費税・地方消費税の最終負担者は財・サービスの消費者であり、税収は最終消費地（下記C県）に帰属（仕向地原則）
- しかしながら、我が国の消費税・地方消費税制度においては、製造業者、卸売業者等の各中間段階で、製造業者、卸売業者等により、本店所在地の税務署（国）に、消費税と地方消費税を一括して申告納付
また、その上で税務署（国）から所在都道府県に地方消費税相当額が払いこまれる（注）ため、「最終消費地」（下記C県）と「税収が一旦帰属する都道府県」（下記A県・B県）との不一致が生じる
- よって最終消費地と税収の最終的な帰属地（ともに下記C県）とを一致させるために、一旦各都道府県に払い込まれた税収を、最終消費地（下記C県）に移す必要がある



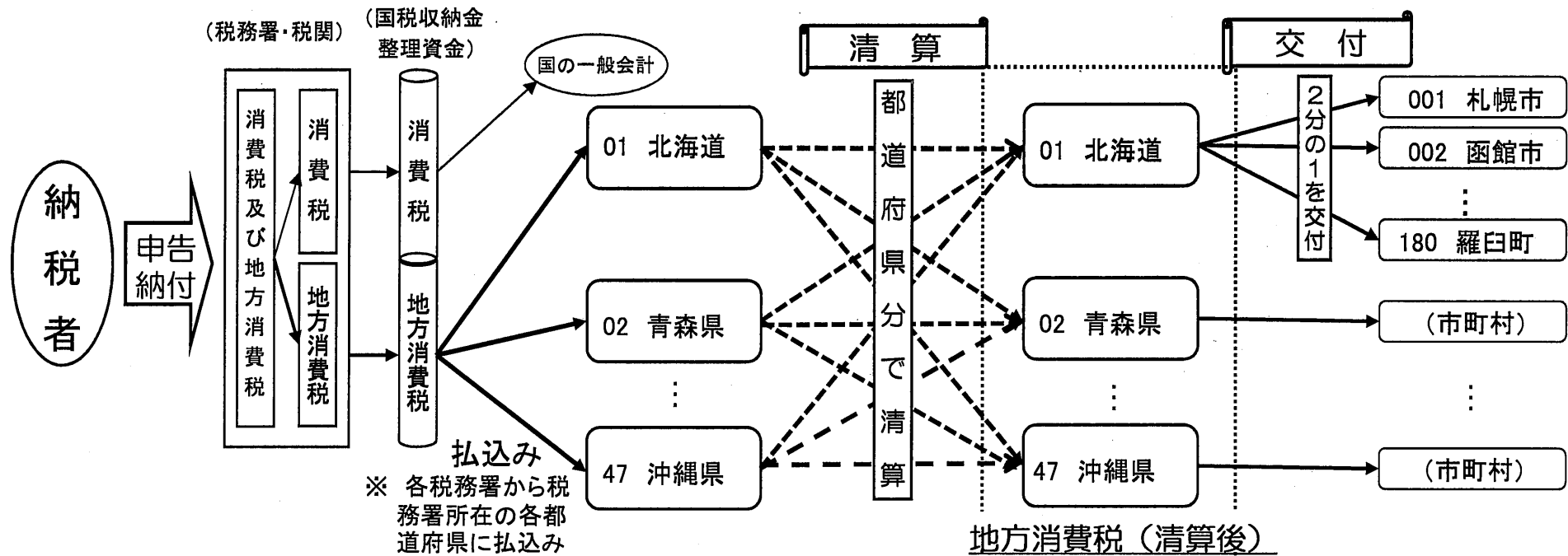
(注) 納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を国に委託

地方消費税のフローチャート

【北海道に本店のある法人（全国に支店あり）の例】

- 法人（納税者）は、本店分と全国の支店分を一括して、当該法人が納めるべき製造段階・卸売段階・最終消費段階に係る消費税と地方消費税を合わせて、北海道内の税務署（国）に申告納付（納税者の事務負担軽減の観点から、地方消費税の徴収を、国に委託）
- 税務署（国）は、北海道に地方消費税分を払い込み
- 北海道に払い込まれた地方消費税には、最終消費地である他県に移すべきものがあることから、消費に関連した指標（清算基準）によって都道府県間で清算を実施し、北海道に帰属すべき地方消費税収を確定させる必要がある
- ※ このような清算がなければ、各都道府県の消費の実態に関係なく、東京都等の本店所在地の都道府県に税収が集中する結果となる
- 北海道は清算後の金額の2分の1を都道府県税収入とし、2分の1を県内市町村に対して交付金として交付

【全国における流れ】



清算の例

(単位:億円)

区分	国からの 払込額 ①	清算による 支出額 ②	清算による 収入額 ③	地方消費税 (清算後) ① + ② + ③	(参考) 消費に相当する額
北海道	756	△700	1,103	1,159	125,946
その他の 都道府県	25,663	△1,103	700	25,260	2,691,010
合計	26,419	—	—	26,419	2,816,956

- (注) 1 地方消費税収及び消費に相当する額は平成22年度末時点の額である
 2 国からの払込時期と清算時期との差等のため、地方消費税(清算後)の額と国からの払込額を消費に相当する額
 であん分した額とは一致しない

消費に関連した指標(清算基準)

小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入	6/8
人口	1/8
従業者数	1/8

現行の清算基準とウェイトの考え方

現行の清算基準

清算基準の割合	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6 / 8 (75%)
「人口（国勢調査）」	1 / 8 (12.5%)
「従業者数（経済センサス基礎調査）」 ※平成23年5月の清算までは「事業所・企業統計調査」	1 / 8 (12.5%)

創設時の考え方

1. 清算基準に係る 6 / 8 (75%) の根拠【平成7年当時の資料から】

国民経済計算の最終消費支出		
↓		
商業統計 (H3調査)	143.6兆円 ×	$\frac{5 \text{年度 } 2,729,766 \text{億円}}{2 \text{年度 } 2,464,462 \text{億円}} = 159.1 \text{兆円}$
サービス業 基本統計 (H元調査)	34.5兆円 ×	$\frac{5 \text{年度 } 2,729,766 \text{億円}}{63 \text{年度 } 2,182,328 \text{億円}} = 43.2 \text{兆円}$
【指定統計で把握できる消費】計		202.3兆円

- ・平成5年度消費税込（決算額） 7.0兆円 ①
- ・平成6年度消費税込（補正予算） 7.2兆円 ②
- ・中小特例 0.6兆円 ③

$((①+②) / 2 + ③) \div 3 / 103 = 264.4 \text{兆円}$
 【消費税の課税ベース】

指定統計で把握できる消費	202.3兆円	=	76.5%
消費税の課税ベース	264.4兆円	=	75%

2. 清算基準に係る 2 / 8 (25%) の考え方【逐条解説から】

残る 2 / 8 に相当する部分を都道府県ごとに表す指定統計が存在しないため、消費譲与税の譲与の基準としても用いられていた「国勢調査（人口）」及び「事業所統計（従業者数）」により、この 2 / 8 に相当する消費の数値を代替することとした
 なお、消費譲与税の譲与基準については、対都道府県（人口：従業者数＝1：3）、対市町村（人口：従業者＝1：1）とされていた

消費譲与税の譲与基準の考え方

- 譲与基準については、消費税の税負担が最終的に消費者に帰着するものであること及び消費譲与税が消費税との調整対象となった地方間接税の代替性を有するものであることから、その原資である消費税の性格を反映するとともに、このような代替性にも着目した客観的かつ簡明な指標とすることが適当である
- このような観点から、最終消費を消費者の住所地でとらえた指標として人口を、消費サービスの行われる場所でとらえた指標として従業者数を用いることとし、そのウェイトは、その基準の要素が異なるものであることから、それぞれ2分の1とすることとしたものである
- この場合、都道府県分については、消費税との調整対象となった道府県税の間接税の大宗を占める料理飲食等消費税が、常住人口に加えて昼間人口にも依存すること、他の地域からの来訪者による消費の比重が高いこと等の消費の実態から、人口よりもむしろ従業者数によって反映される度合いが強いことを考慮して、従業者数のウェイトを高め、人口4分の1、従業者数4分の3とすることとされた
- また、市町村分については、その減収額の大宗を成す電気税の税収の基礎となる電気の消費量は、家計消費と密接に関連していること等から消費一般を十分反映しており、このような状況等を勘案して、人口2分の1、従業者数2分の1とすることとされた